

令和7年4月14日に公告した「ノートパソコン」の一部を次のとおり改正したので，公告する。

令和7年4月16日

宇都宮市長 佐藤 栄一

3 基本的要件

【変更前】

(1) 引き取り修理または訪問修理，物損保障にそれぞれ納品から3年間対応していること。

【変更後】

(1) 引き取り修理または訪問修理，物損保障にそれぞれ納品から令和8年3月31日（約1年間）以上対応していること。なお，保証の範囲については，メーカー保証の範囲内で可。